

ふるさと
「郷土に学び・育む青少年運動」推進要綱

平成18年5月23日制定
平成21年5月26日一部改正
令和7年3月21日一部改正

1 運動の趣旨

鹿児島県青少年育成県民運動推進基本方針に基づき、青少年の自立の精神や豊かな感性、グローバルな感覚、ふるさとを愛する心を育むことを目的とした「郷土に学び・育む青少年運動」の普及・促進を図る。

2 運動の内容

「郷土に学び・育む青少年運動」の展開を通して、鹿児島の古くからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ、郷土に根ざしたグローバルな人材を育成するため、家庭・学校・職場・地域等は、青少年が主体的に活動するための場や機会を確保し、社会の中で自立した個人として成長していけるよう、地域ぐるみの青少年育成を推進する。

(1) 未来を切り拓く青少年の育成

① 青少年の主体的活動の促進

青少年が自分で考え、判断し、決定し、行動する主体的活動を促進するとともに、思いやりの心を持ったリーダーとなる青少年の育成を推進し、それぞれの団体や地域の特色を生かした活動内容となるように配慮する。

ア 「青少年育成の日」を中心とした青少年活動

青少年活動は、毎月第3土曜日の「青少年育成の日」を中心に実施し、青少年が自ら主体的に考え、判断し、行動するよう促すものとする。

イ 青少年の社会性や規範意識の向上

青少年が目標に向かって日々を有意義に過ごすことができるよう支援し、自然・社会体験活動や、ボランティア活動などの社会貢献活動を通して社会の一員としての自覚を持たせる。

ウ 国際交流活動の促進

青少年の国際理解を促し、国際性豊かな青少年の育成を図るため、国際交流事業への参加や様々な交流の広がりを促進する。

② 困難を抱える青少年の支援の推進

不登校、ひきこもり、ニート、ヤングケアラー、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）、発達障害など社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年の支援を、福祉・教育・医療など行政や関係機関・団体等が連携をとりながら推進する。

(2) 地域全体で青少年を育む取組の推進

① 父母その他の保護者・大人の意識の高揚・啓発の推進

ア 大人の意識改革，教育力の強化

青少年の問題は大人社会の問題の反映であることを踏まえ，大人の意識改革を進め，大人が，子どもの良き手本として行動することにより，家庭・学校・職場・地域等の教育力を高めていく。

また，大人自身が，社会の基本的なモラルやルールを身をもって次の世代に伝える。

イ 「家庭の日」を中心とした子どもとのふれあいの促進

多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ，毎月第3日曜日の「家庭の日」を中心に子どもとのふれあいの促進に努める。

ウ 社会規範意識を高める取組の推進

家庭や学校，職場，地域等が相互に持てる力を十分発揮し，社会とのつながりや規範意識を高める取組を推進し，それぞれの立場で青少年の成長に合わせた支援を行う。

エ 社会全体で支え合う家庭教育支援の促進

子どもが，基本的な生活習慣や生活能力，人に対する信頼感，豊かな情操，他人に対する思いやり，基本的倫理観，自尊心や自立心，社会的なマナーなどを身につけていく上で，家庭教育が重要な役割を果たしていることを再認識し，地域社会や学校，行政，企業等が社会全体で支え合う家庭教育支援の取組を促進する。

② 地域ぐるみの青少年育成

ア 家庭・学校・職場・地域等が一体となった青少年育成

家庭・学校・職場・地域等が連携し，それぞれの役割を果たしながら，青少年の主体的な活動を支援するとともに，地域社会全体が連携・協働して活動できる体制づくりを促進する。

家庭： 青少年が自立するために最も必要とされる基本的な生活習慣や豊かな情操を身につける場

学校： 教育活動の中で，児童・生徒が自ら学び，考え，行動する力を身につける場

職場： 働く喜びや社会の一員としての責任と自覚を身につける場

地域： 自然体験や社会体験等の豊富な体験を通して，ふるさとを愛する心や社会性を身につける場

イ 異年齢集団での体験活動等の推進

たくましく生きる力や郷土愛などを育む鹿児島のごくからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ，異年齢集団での体験活動や伝統行事・伝統芸能・方言の継承等を推進する。

ウ 「家庭の日」・「青少年育成の日」を中心とした活動の推進

「家庭の日」・「青少年育成の日」の周知を広く行い，各学校・職場・地

域等において、「家庭の日」における子どもとのふれあいの促進や、「青少年育成の日」における青少年の活動の推進に努める。

(3) 青少年を守り育てる環境づくりの推進

青少年を心身ともに健全に育成するために、青少年を取り巻く環境の向上を目指すとともに、青少年健全育成に対する意識の高揚と地域を中心とした実践活動を促し、健全な社会環境づくりを推進する。

① 青少年を守る環境づくり

大人、社会全体が自らの姿勢を正し、青少年の良き手本となるよう社会全体のモラルの向上を図るとともに、地域社会で青少年を見守る活動の充実や地域の教育力の向上を図り、青少年を取り巻く社会環境の整備を目指す。

② 啓発・補導活動の強化、非行防止活動

関係機関・地域が連携して行う啓発・補導活動や相談支援等を強化し、青少年の非行防止活動や非行等を行った青少年の立ち直り支援を推進する。

③ 青少年に必要な知識に関する情報提供や教育

ア 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠な読書活動の取組を推進する。

イ 青少年が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダーギャップの解消に関する取組やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）などの知識の習得を推進する。

ウ 青少年が社会の中で自立し、主体的に行動できるよう、成年年齢を迎える前に必要となる知識を身につけるための主権者教育や消費者教育を推進する。

エ インターネットやSNS、AI等に関する情報リテラシーについて、青少年及び保護者等に対する習得支援や啓発、フィルタリングの利用促進等、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

④ 相談支援体制の充実

複雑・多様化した様々な悩みをもつ青少年や保護者に対する相談支援体制の拡充や、気軽に相談できる場づくり、SNSを活用した相談窓口の整備等を図るとともに、行政やNPO等の相談機関が相互に連携して、適切な相談支援やサポートを行う。

(4) 関係機関・団体の相互連携による運動の推進

① 推進体制の充実・強化

ア 青少年育成県民会議・市町村民会議との連携強化

青少年育成県民会議を中心に、青少年育成市町村民会議や国・県などの行政機関が連携・協力しながら、青少年を育む運動を推進する。

イ 青少年育成コーディネーターの活動の活性化

市町村における青少年育成の推進役として、市町村民会議への企画・運営面での参画をはじめ、青少年の現状把握や青少年育成関係機関・団体、青少年育成推進員への指導・助言等を行う。

ウ 校区青少年育成組織を活用した運動の推進・強化

校区内の青少年育成機関・団体、指導者等で組織された校区青少年育成組織の機能を強化し、校区で一体となった青少年を育む運動を推進する。

② 関係機関・団体が相互に連携した運動の推進

行政と民間団体等が緊密に連携し、家庭・学校・職場・地域等が青少年を主体的に育てる気運を盛り上げ、活発な青少年育成活動が展開されるよう、それぞれの立場から運動の推進を図る。

県 段 階（知事部局，教育委員会，警察本部，青少年育成県民会議）

地 域 段 階（地域振興局，支庁，教育事務所，警察署，青少年育成推進協議会）

市町村段階（市町村長部局，教育委員会，警察署，青少年育成市町村民会議）

校 区 段 階（校区青少年育成組織等）

ア 青少年育成に関する広報啓発（メディアやインターネット・SNS等の活用，キャンペーン等の実施）や青少年育成実践事業を実施する。

イ 青少年育成指導員及び青少年育成コーディネーター，青少年育成推進員との連携を図りながら，地域の青少年活動を支援する。

ウ 青少年活動情報の収集・提供や，青少年を育む運動を支える人材の育成等により，地域の青少年活動の活性化を図る。